

## 新旧対照表

【通関業法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 105 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><b>通関業法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 105 号）</b></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 通関業</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 許可</p> <p>（通関業の許可に係る標準処理期間）</p> <p>3-12 法第 3 条《通関業の許可》の規定による通関業の許可に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 6 条《標準処理期間》に規定する標準処理期間については、次による。</p> <p>(1) 後記 4-1（許可の申請）の「通関業許可申請書」（B-1060）が税関に到達してから 20 日以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。</p> <p>(2) 標準処理期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。</p> <p>イ 当該申請を補正するために要する期間</p> <p>ロ 当該申請をした者が当該申請の内容を変更するために要する期間</p> <p>ハ 当該申請をした者が当該申請に係る審査に必要と認められる資料を追加するために要する期間</p> <p>ニ 後記 <u>6-5(1)ニ</u>（欠格事由の審査方法）の方法により欠格事由の該非を確認するために要する期間</p> <p>（許可申請書の添付書面）</p> <p>4-2 規則第 1 条《通関業許可申請書の添付書面》の規定の適用は、次による。</p> <p>(1) 規則第 1 条第 1 号に規定する住民票については、申請者が、外国人であって、かつ、国内に居住している場合には、「これに代わる書面」として出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 19 条の 3《中長期在留者》の規定に基づき法務大臣が交付する在留カードの写しとする。</p> <p>(2) 規則第 1 条第 1 号に規定する「定款」及び「登記事項証明書」</p>	<p style="text-align: center;"><b>通関業法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 105 号）</b></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 通関業</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 許可</p> <p>（通関業の許可に係る標準処理期間）</p> <p>3-12 法第 3 条《通関業の許可》の規定による通関業の許可に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 6 条《標準処理期間》に規定する標準処理期間については、次による。</p> <p>(1) 後記 4-1（許可の申請）の「通関業許可申請書」（B-1060）が税関に到達してから 20 日以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。</p> <p>(2) 標準処理期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。</p> <p>イ 当該申請を補正するために要する期間</p> <p>ロ 当該申請をした者が当該申請の内容を変更するために要する期間</p> <p>ハ 当該申請をした者が当該申請に係る審査に必要と認められる資料を追加するために要する期間</p> <p>ニ 後記 <u>6-5(2)ハ</u>（欠格事由の審査方法）の方法により欠格事由の該非を確認するために要する期間</p> <p>（許可申請書の添付書面）</p> <p>4-2 規則第 1 条《通関業許可申請書の添付書面》の規定の適用は、次による。</p> <p>(1) 規則第 1 条第 1 号に規定する住民票については、申請者が、外国人であって、かつ、国内に居住している場合には、「これに代わる書面」として出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 19 条の 3《中長期在留者》の規定に基づき法務大臣が交付する在留カードの写しとする。</p> <p>(2) 規則第 1 条第 1 号に規定する「定款」及び「登記事項証明書」</p>

## 新旧対照表

【通関業法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 105 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>については、その事業目的に「通関業」との記載がないものであっても差し支えない。</p> <p><u>(3) 規則第 1 条第 2 号に規定する宣誓書は「宣誓書」(B-1080)を用いる。</u></p> <p>(4) 規則第 1 条第 3 号に規定する「官公署の証明書」については、申請者（申請者が法人である場合には、その役員。以下この項において同じ。）が法第 6 条第 2 号に該当しない旨の市区町村長の証明書とする。</p> <p>ただし、申請者が外国人の場合には、「これに代わる書面」として法第 6 条第 2 号に該当しない旨の宣誓書を用いることとする（この場合の宣誓書については、規則第 1 条第 2 号に規定する前記(3)の「宣誓書」(B-1080)により、法第 6 条第 1 号から第 9 号まで及び第 11 号につき、我が国においてこれらに該当しない旨及び外国の法令上これらと同様に取り扱われていない旨を宣誓させるものとする。）。</p>	<p>については、その事業目的に「通関業」との記載がないものであっても差し支えない。</p> <p><u>(3) 規則第 1 条第 2 号に規定する「成年被後見人とみなされる者」等の用語の意義については、次による。</u></p> <p><u>イ 「成年被後見人とみなされる者」とは、民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）による改正前の民法（以下「改正前の民法」という。）の規定により禁治産の宣告を受けた者をいう。</u></p> <p><u>ロ 「被保佐人とみなされる者」とは、改正前の民法の規定により心神耗弱を原因として準禁治産の宣告を受けた者をいう。</u></p> <p><u>ハ 「従前の例によることとされる準禁治産者」とは、改正前の民法の規定により浪費を原因として準禁治産の宣告を受けた者をいう。</u></p> <p>(4) 規則第 1 条第 2 号に規定する「官公署の証明書」については、申請者（申請者が法人である場合には、その役員。以下この項において同じ。）が法第 6 条第 1 号《欠格事由》の成年被後見人又は被保佐人とする登記記録がないことを証明した東京法務局の登記官が交付する証明書（「登記されていないことの証明書」をいう。）並びに上記(3)イからハまで及び同条第 2 号に該当しない旨の市区町村長の証明書の両方の提出を要する。</p> <p>ただし、申請者が外国人の場合には、「これに代わる書面」として同条第 1 号及び第 2 号に該当しない旨のこれらの者の宣誓書等とする（この場合の宣誓書については、規則第 1 条第 3 号に規定する後記(5)の「宣誓書」(B-1080)により、法第 6 条第 1 号から第 9 号まで及び第 11 号につき、我が国においてこれらに該当しない旨及び外国の法令上これらと同様に取り扱われていない旨を宣誓させるものとする。）。</p> <p><u>(5) 規則第 1 条第 3 号に規定する宣誓書は「宣誓書」(B-1080)</u></p>

## 新旧対照表

【通関業法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 105 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(5) 規則第 1 条第 4 号に規定する名簿及び履歴書が必要な「その他の通関業務の従業者」は、後記 22-1(3)（通関業務に関する帳簿の取扱い等）の規定による。</p> <p>(6) 規則第 1 条第 4 号に規定する「通関士となるべき者その他の通関業務の従業者」に「派遣労働者」（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）第 2 条第 2 号《用語の意義》に規定する「派遣労働者」をいう。以下同じ。）が含まれる場合は、当該派遣労働者に係る労働者派遣契約（同法第 26 条第 1 項《契約の内容等》に規定する「労働者派遣契約」をいう。以下同じ。）及び派遣元事業主（同法第 2 条第 4 号に規定する「派遣元事業主」をいう。以下同じ。）の概要（労働者派遣契約については、契約書の写し。派遣元事業主の概要については、パンフレット等であれば足り、登記事項証明書、決算書等は要しない。）を提示させるものとする。</p> <p>(7) 規則第 1 条第 7 号に規定する「その他参考となるべき書面」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>イ 営業明細書（B-1070）</p> <p>ロ その他法第 5 条各号《許可の基準》に規定する許可の基準に適合するかどうかを審査するために税関長が特に必要と認める書類</p> <p>なお、提出を求める書類は必要最小限のものとし、主要荷主等依頼者の推薦状及び委任状といった書類を求めることのないよう留意する。</p> <p>（欠格事由の審査方法）</p> <p>6-5 法第 6 条《欠格事由》に該当するかどうかの審査は、次により行う。</p>	<p>による。</p> <p>(6) 規則第 1 条第 4 号に規定する名簿及び履歴書が必要な「その他の通関業務の従業者」は、後記 22-1(3)（通関業務に関する帳簿の取扱い等）の規定による。</p> <p>(7) 規則第 1 条第 4 号に規定する「通関士となるべき者その他の通関業務の従業者」に「派遣労働者」（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）第 2 条第 2 号《用語の意義》に規定する「派遣労働者」をいう。以下同じ。）が含まれる場合は、当該派遣労働者に係る労働者派遣契約（同法第 26 条第 1 項《契約の内容等》に規定する「労働者派遣契約」をいう。以下同じ。）及び派遣元事業主（同法第 2 条第 4 号に規定する「派遣元事業主」をいう。以下同じ。）の概要（労働者派遣契約については、契約書の写し。派遣元事業主の概要については、パンフレット等であれば足り、登記事項証明書、決算書等は要しない。）を提示させるものとする。</p> <p>(8) 規則第 1 条第 7 号に規定する「その他参考となるべき書面」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>イ 営業明細書（B-1070）</p> <p>ロ その他法第 5 条各号《許可の基準》に規定する許可の基準に適合するかどうかを審査するために税関長が特に必要と認める書類</p> <p>なお、提出を求める書類は必要最小限のものとし、主要荷主等依頼者の推薦状及び委任状といった書類を求めることのないよう留意する。</p> <p>（欠格事由の審査方法）</p> <p>6-5 法第 6 条《欠格事由》に該当するかどうかの審査は、次により行う。</p> <p>(1) <u>法第 6 条第 1 号及び第 2 号の欠格事由については、規則第 1 条第 2 号《通関業許可申請書の添付書面》に規定する官公署の</u></p>

## 新旧対照表

【通関業法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 105 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(1) 法第 6 条第 1 号、第 3 号から第 9 号まで及び第 11 号の欠格事由については、規則第 1 条第 2 号《<u>通関業許可申請書の添付書面</u>》に規定する「宣誓書」（B-1080）により確認する。ただし、特に必要があると認めるときは、次により確認を行う。</p> <p><u>イ 法第 6 条第 1 号の欠格事由については、宣誓の内容について確認すべき具体的な理由がある場合に限り、精神の機能の障害に関する医師の診断書の提示を求める。</u></p> <p><u>ロ</u> 法第 6 条第 3 号、第 4 号、第 6 号及び第 9 号の欠格事由については、関係官公署に照会する。</p> <p><u>ハ</u> 法第 6 条第 5 号及び第 8 号の欠格事由については、後記 34-4（通関業者に対する監督処分のお知らせ）又は 35-3（通関士に対する懲戒処分後の手続）の「処分通知書」（B-1390）の写し及び「処分等の対象となる違反行為の概要」と照合して確認する。</p> <p><u>ニ</u> 法第 6 条第 7 号及び第 11 号の欠格事由については、別途通知する方法により都道府県警察に照会して行うものとし、都道府県警察から、これらの号に該当する事由を有する者であるか否かを確認するため補充情報が必要であるとの連絡があった場合には、申請者に対し必要な補充情報（当該申請者に係る本籍及び住所が記載された戸籍謄本等）の提出を求めるとともに、当該補充情報を速やかに、申請者の所在地を管轄する都道府県警察に手交するものとする。</p> <p>(2) <u>法第 6 条第 2 号の欠格事由については、規則第 1 条第 3 号に規定する官公署の証明書として前記 4-2(4)(許可申請書の添付書面)に規定する市区町村長の証明書により確認を行う。</u></p> <p>(3) 申請者が法人である場合の法第 6 条第 10 号の欠格事由については、各役員のそれぞれについて上記(1)及び(2)の方法により確認を行う。</p>	<p><u>証明書として前記 4-2(4)（許可申請書の添付書面）に規定する「登記されていないことの証明書」及び市区町村長の証明書により確認を行う。</u></p> <p>(2) 法第 6 条第 3 号から第 9 号まで及び第 11 号の欠格事由については、規則第 1 条第 3 号に規定する「宣誓書」（B-1080）により確認する。ただし、特に必要があると認めるときは、次により確認を行う。</p> <p><u>イ</u> 法第 6 条第 3 号、第 4 号、第 6 号及び第 9 号の欠格事由については、関係官公署に照会する。</p> <p><u>ロ</u> 法第 6 条第 5 号及び第 8 号の欠格事由については、後記 34-4（通関業者に対する監督処分のお知らせ）又は 35-3（通関士に対する懲戒処分後の手続）の「処分通知書」（B-1390）の写し及び「処分等の対象となる違反行為の概要」と照合して確認する。</p> <p><u>ハ</u> 法第 6 条第 7 号及び第 11 号の欠格事由については、別途通知する方法により都道府県警察に照会して行うものとし、都道府県警察から、これらの号に該当する事由を有する者であるか否かを確認するため補充情報が必要であるとの連絡があった場合には、申請者に対し必要な補充情報（当該申請者に係る本籍及び住所が記載された戸籍謄本等）の提出を求めるとともに、当該補充情報を速やかに、申請者の所在地を管轄する都道府県警察に手交するものとする。</p> <p>(3) 申請者が法人である場合の法第 6 条第 10 号の欠格事由については、各役員のそれぞれについて上記(1)及び(2)の方法により確認を行う。</p>

## 新旧対照表

【通関業法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 105 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>（認定通関業者の営業所の新設に係る届出手続）</p> <p>9-1 法第 9 条第 1 項《営業所の新設に係る許可の特例》に規定する営業所新設の届出の取扱いについては、次による。</p> <p>なお、同条に規定する営業所の定義は、前記 8-1（営業所の定義）に準ずる。</p> <p>(1) 令第 2 条第 1 項《営業所の届出の手續》の届出は、「営業所新設届出書」（B-1116）1 通に、同条第 2 項に規定する書面を添付して提出することにより行う。なお、同項に規定するその他参考となるべき書面は、営業所の許可申請の際の添付書類に準ずる書類とする。ただし、当該届出に係る次に掲げる書類については提出を要しない。</p> <p>イ 令第 1 条第 2 項《営業所の新設の許可の申請手續》に掲げる通関業務の用に供される資産の明細を記載した書面及び行われる見込みの通関業務の量の算出の基礎を記載した書面</p> <p>ロ 規則第 1 条第 1 号から第 3 号まで及び第 5 号《通関業許可申請書の添付書面》に掲げる書面</p> <p>ハ 前記 <u>4-2(7)イ</u>（許可申請書の添付書面）に掲げる営業明細書</p> <p>(2) 届出を受理したときは、法第 9 条第 2 項の規定に基づき法第 8 条第 1 項《営業所の新設》の許可を受けたものとみなし、「営業所新設許可書」（B-1110）を交付するほか、前記 3-9(1)（許可の公告等）の取扱いに準ずる。</p> <p>(3) 届出者から、その通関業務に係る取扱貨物を一定の種類（後記 13-1（「一定の種類の商品のみに限られている場合」の意義）に定めるところによる。）に限る場合であって、届出に係る営業所に通関士を設置しない旨の届出があったときは、法第 8 条第 2 項の規定において準用する法第 3 条第 2 項《通関業の許可》の規定に基づき貨物限定の条件を付することについて検討することとし、検討を終えるまでの間は通関士の設置に係る</p>	<p>（認定通関業者の営業所の新設に係る届出手続）</p> <p>9-1 法第 9 条第 1 項《営業所の新設に係る許可の特例》に規定する営業所新設の届出の取扱いについては、次による。</p> <p>なお、同条に規定する営業所の定義は、前記 8-1（営業所の定義）に準ずる。</p> <p>(1) 令第 2 条第 1 項《営業所の届出の手續》の届出は、「営業所新設届出書」（B-1116）1 通に、同条第 2 項に規定する書面を添付して提出することにより行う。なお、同項に規定するその他参考となるべき書面は、営業所の許可申請の際の添付書類に準ずる書類とする。ただし、当該届出に係る次に掲げる書類については提出を要しない。</p> <p>イ 令第 1 条第 2 項《営業所の新設の許可の申請手續》に掲げる通関業務の用に供される資産の明細を記載した書面及び行われる見込みの通関業務の量の算出の基礎を記載した書面</p> <p>ロ 規則第 1 条第 1 号から第 3 号まで及び第 5 号《通関業許可申請書の添付書面》に掲げる書面</p> <p>ハ 前記 <u>4-2(8)イ</u>（許可申請書の添付書面）に掲げる営業明細書</p> <p>(2) 届出を受理したときは、法第 9 条第 2 項の規定に基づき法第 8 条第 1 項《営業所の新設》の許可を受けたものとみなし、「営業所新設許可書」（B-1110）を交付するほか、前記 3-9(1) <u>及び(2)なお書き</u>（許可の公告等）の取扱いに準ずる。</p> <p>(3) 届出者から、その通関業務に係る取扱貨物を一定の種類（後記 13-1（「一定の種類の商品のみに限られている場合」の意義）に定めるところによる。）に限る場合であって、届出に係る営業所に通関士を設置しない旨の届出があったときは、法第 8 条第 2 項の規定において準用する法第 3 条第 2 項《通関業の許可》の規定に基づき貨物限定の条件を付することについて検討することとし、検討を終えるまでの間は通関士の設置に係る</p>

## 新旧対照表

【通関業法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 105 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>形式要件が備わっていないことから、当該届出の受理を保留する。</p> <p>(4) 上記(3)の検討により貨物限定の条件を付する場合の取扱いは、前記 8-2(4)及び(5)（営業所の許可申請手続）に準ずる。また、条件を付された後に当該条件を変更する場合の取扱いは、前記 3-7（条件の変更）に準ずる。</p> <p>(5) 上記(1)の新設届出書の提出先は主たる営業所の所在地又は新たに設けようとする営業所の所在地を管轄する税関の通関業監督官部門とし、提出を受けた通関業監督官部門は、自税関の認定事業者管理官部門及び関係税関の通関業監督官部門に当該新設届出書の写しを直ちに送付する。送付を受けた通関業監督官部門は、自税関の認定事業者管理官部門と当該写しを共有する。</p> <p>（許可の承継の承認手続等）</p> <p>11 の 2-1 法第 11 条の 2《許可の承継》に規定する通関業の許可の承継の承認申請手続の取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 通関業の許可の承継の承認申請は、「通関業許可の承継の承認申請書」（B-1130）1 通を提出することにより行わせるものとする。</p> <p>(2) 令第 3 条第 3 項《通関業の許可を承継することの承認の手続》に規定する許可の承継の承認申請書に添付する書面の取扱いは、次による。</p> <p>イ 「資産の状況を示す書面」は、法第 4 条第 2 項《許可の申請》の規定に準ずるものとする。</p> <p>ロ 規則第 2 条《許可の承継に係る承認申請の添付書面》で準用する規則第 1 条第 7 号《通関業許可申請書の添付書面》で規定する「その他参考となるべき書面」は、前記 <u>4-2(7)</u>（許可申請書の添付書面）によるほか、相続の場合には、地位の承継を証する書類（例えば、相続人の同意により選定された場合は当該事実を証する書面）、合併若しくは分割又は通関</p>	<p>形式要件が備わっていないことから、当該届出の受理を保留する。</p> <p>(4) 上記(3)の検討により貨物限定の条件を付する場合の取扱いは、前記 8-2(4)及び(5)（営業所の許可申請手続）に準ずる。また、条件を付された後に当該条件を変更する場合の取扱いは、前記 3-7（条件の変更）に準ずる。</p> <p>(5) 上記(1)の新設届出書の提出先は主たる営業所の所在地又は新たに設けようとする営業所の所在地を管轄する税関の通関業監督官部門とし、提出を受けた通関業監督官部門は、自税関の認定事業者管理官部門及び関係税関の通関業監督官部門に当該新設届出書の写しを直ちに送付する。送付を受けた通関業監督官部門は、自税関の認定事業者管理官部門と当該写しを共有する。</p> <p>（許可の承継の承認手続等）</p> <p>11 の 2-1 法第 11 条の 2《許可の承継》に規定する通関業の許可の承継の承認申請手続の取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 通関業の許可の承継の承認申請は、「通関業許可の承継の承認申請書」（B-1130）1 通を提出することにより行わせるものとする。</p> <p>(2) 令第 3 条第 3 項《通関業の許可を承継することの承認の手続》に規定する許可の承継の承認申請書に添付する書面の取扱いは、次による。</p> <p>イ 「資産の状況を示す書面」は、法第 4 条第 2 項《許可の申請》の規定に準ずるものとする。</p> <p>ロ 規則第 2 条《許可の承継に係る承認申請の添付書面》で準用する規則第 1 条第 7 号《通関業許可申請書の添付書面》で規定する「その他参考となるべき書面」は、前記 <u>4-2(8)</u>（許可申請書の添付書面）によるほか、相続の場合には、地位の承継を証する書類（例えば、相続人の同意により選定された場合は当該事実を証する書面）、合併若しくは分割又は通関</p>

## 新旧対照表

【通関業法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 105 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>業の譲渡し（以下この項及び 11 の 2-3（承継の承認に係る通関業の許可の基準の審査等）において「合併等」という。）の場合には、合併等が確実であると認められる書類（例えば、通関業の譲渡に係る契約（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 467 条《事業譲渡等の承認等》）、吸収合併契約（同法第 749 条第 1 項《株式会社存続する吸収合併契約》）、新設合併契約（同法第 753 条第 1 項《株式会社を設立する新設合併契約》）、吸収分割契約（同法第 758 条《株式会社に権利義務を承継させる吸収分割契約》）、新設分割計画（同法第 763 条《株式会社を設立する新設分割計画》）に係る書面の写し。）を提出させるものとする。</p> <p>なお、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人、分割により設立される法人又は通関業を譲り受ける法人（後記 11 の 2-3 において「合併後の法人等」という。）にあつては、登記事項に変更が生じる場合には、登記後速やかに登記事項証明書を提出させるものとする。</p> <p>(3) 令第 3 条第 1 項第 2 号に規定する「相続があつた年月日」とは、被相続人の死亡日をいい、同条第 2 項第 3 号に規定する「合併若しくは分割又は当該通関業の譲渡しが予定されている年月日」とは、吸収合併契約若しくは吸収分割契約又は通関業の譲渡に係る契約に関する書面に記載された効力発生日又は新設合併若しくは新設分割の登記（成立）予定日をいう。</p> <p>(4) 合併等に係る許可の承継の承認の申請は、上記(3)に規定する効力発生日又は登記（成立）予定日以前に行わせるものとし、当該申請の申請者は、以下のとおりとする。</p> <p>イ 合併の場合には、合併しようとする法人の連名</p> <p>ロ 分割の場合には、分割しようとする法人と、分割後当該許可の承継をしようとする既存の法人がある場合には当該既存の法人の連名</p> <p>ハ 通関業の譲渡の場合には、当該通関業を譲り渡そうとする者と譲り受けようとする者の連名</p>	<p>業の譲渡し（以下この項及び 11 の 2-3（承継の承認に係る通関業の許可の基準の審査等）において「合併等」という。）の場合には、合併等が確実であると認められる書類（例えば、通関業の譲渡に係る契約（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 467 条《事業譲渡等の承認等》）、吸収合併契約（同法第 749 条第 1 項《株式会社存続する吸収合併契約》）、新設合併契約（同法第 753 条第 1 項《株式会社を設立する新設合併契約》）、吸収分割契約（同法第 758 条《株式会社に権利義務を承継させる吸収分割契約》）、新設分割計画（同法第 763 条《株式会社を設立する新設分割計画》）に係る書面の写し。）を提出させるものとする。</p> <p>なお、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人、分割により設立される法人又は通関業を譲り受ける法人（後記 11 の 2-3 において「合併後の法人等」という。）にあつては、登記事項に変更が生じる場合には、登記後速やかに登記事項証明書を提出させるものとする。</p> <p>(3) 令第 3 条第 1 項第 2 号に規定する「相続があつた年月日」とは、被相続人の死亡日をいい、同条第 2 項第 3 号に規定する「合併若しくは分割又は当該通関業の譲渡しが予定されている年月日」とは、吸収合併契約若しくは吸収分割契約又は通関業の譲渡に係る契約に関する書面に記載された効力発生日又は新設合併若しくは新設分割の登記（成立）予定日をいう。</p> <p>(4) 合併等に係る許可の承継の承認の申請は、上記(3)に規定する効力発生日又は登記（成立）予定日以前に行わせるものとし、当該申請の申請者は、以下のとおりとする。</p> <p>イ 合併の場合には、合併しようとする法人の連名</p> <p>ロ 分割の場合には、分割しようとする法人と、分割後当該許可の承継をしようとする既存の法人がある場合には当該既存の法人の連名</p> <p>ハ 通関業の譲渡の場合には、当該通関業を譲り渡そうとする者と譲り受けようとする者の連名</p>



## 新旧対照表

【通関業法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 105 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(5) 上記(4)に規定する申請については、上記(2)の口に規定する合併等が確実であると認められる書類により、これらの者の間の関係が明らかである場合には、当該合併等に係る一の者の名をもって申請を行わせて差し支えない。</p> <p>(6) 承継の承認申請について承認するときは、「通関業許可の承継の承認書」(B-1131)を交付するものとし、承認しないときは、「通関業許可の承継の不承認通知書」(B-1132)により申請者に通知するものとする。</p> <p>(7) 地位の承継の承認が行われた場合における登録免許税は、通関業を譲り受ける場合を除き、登録免許税法第 5 条第 13 号《非課税登記等》の規定に基づき非課税扱いとなるので、留意する。なお、通関業を譲り受けた場合の登録免許税の納付手続については、前記 3-10（登録免許税の納付手続）の取扱いに準ずる。</p>	<p>(5) 上記(4)に規定する申請については、上記(2)の口に規定する合併等が確実であると認められる書類により、これらの者の間の関係が明らかである場合には、当該合併等に係る一の者の名をもって申請を行わせて差し支えない。</p> <p>(6) 承継の承認申請について承認するときは、「通関業許可の承継の承認書」(B-1131)を交付するものとし、承認しないときは、「通関業許可の承継の不承認通知書」(B-1132)により申請者に通知するものとする。</p> <p>(7) 地位の承継の承認が行われた場合における登録免許税は、通関業を譲り受ける場合を除き、登録免許税法第 5 条第 13 号《非課税登記等》の規定に基づき非課税扱いとなるので、留意する。なお、通関業を譲り受けた場合の登録免許税の納付手続については、前記 3-10（登録免許税の納付手続）の取扱いに準ずる。</p>
<p>（承継の承認に係る通関業の許可の基準の審査等）</p> <p>11 の 2-3 通関業の許可の承継の承認申請があった場合における法第 5 条各号《許可の基準》に規定する通関業の許可の基準の審査及び法第 6 条各号《欠格事由》に規定する欠格事由の確認は、前記 5-1（「経営の基礎が確実であること」の意義）から 5-4（「第 13 条の要件を備えることとなつていること」の意義）まで及び 6-1（偽った申告をする等の罪）から 6-5（欠格事由の審査方法）までに準じて行うものとする。ただし、合併により消滅する法人若しくは分割をする法人又は通関業を譲り渡す法人の役員が継続して合併後の法人等の役員となる場合であつて、当該役員が引き続き<u>法第 6 条</u>に該当しないときは、前記 <u>4-2(3)及び(4)</u>（許可申請書の添付書面）に規定する書面の添付は省略させ、前記 <u>6-5</u>に規定する確認を省略することとして差し支えない。</p>	<p>（承継の承認に係る通関業の許可の基準の審査等）</p> <p>11 の 2-3 通関業の許可の承継の承認申請があった場合における法第 5 条各号《許可の基準》に規定する通関業の許可の基準の審査及び法第 6 条各号《欠格事由》に規定する欠格事由の確認は、前記 5-1（「経営の基礎が確実であること」の意義）から 5-4（「第 13 条の要件を備えることとなつていること」の意義）まで及び 6-1（偽った申告をする等の罪）から 6-5（欠格事由の審査方法）までに準じて行うものとする。ただし、合併により消滅する法人若しくは分割をする法人又は通関業を譲り渡す法人の役員が継続して合併後の法人等の役員となる場合であつて、当該役員が引き続き<u>法第 6 条第 1 号及び第 2 号</u>に該当しないときは、前記 <u>4-2(4)</u>（許可申請書の添付書面）に規定する書面の添付は省略させ、前記 <u>6-5(1)</u>に規定する確認を省略することとして差し支えない。</p>
<p>（変更等届出手続）</p> <p>12-1 法第 12 条《変更等の届出》に規定する変更等の届出の手続</p>	<p>（変更等届出手続）</p> <p>12-1 法第 12 条《変更等の届出》に規定する変更等の届出の手続</p>



## 新旧対照表

【通関業法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 105 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>は、次による。</p> <p>(1) 変更等の届出は、「通関業の許可申請事項等の変更届」(B-1140)により行う。ただし、法第 12 条第 1 号の規定による法第 4 条第 1 項第 3 号《許可の申請》に掲げる事項に係る変更の届出にあっては、後記 22-1(4)（通関業務に関する帳簿の取扱い等）の「従業者等の異動（変更）届」(B-1180)により行う。</p> <p>なお、上記の届出には、その変更内容に応じ令第 1 条第 2 項《営業所の新設の許可の申請手続》及び前記 4-2（許可申請書の添付書面）に規定する添付書類を添付することとする。</p> <p>(2) 法第 12 条に規定する変更等の届出を行う必要がある場合（当該変更等の届出が上記(1)ただし書きの規定に係るものである場合を除く。）であって、当該通関業者が認定通関業者である場合には、上記(1)の規定にかかわらず、法第 12 条第 1 号の規定に基づく届出は、関税法施行令（昭和 29 年政令第 150 号）第 69 条第 5 項《認定通関業者の認定の申請の手続等》の規定に基づく認定内容の変更の届出と併せて「特例輸入者等承認・認定内容変更届」(C-9030)により行う。</p> <p>(3) 通関営業所が 2 以上ある場合であって、法第 12 条第 1 号の規定による法第 4 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる事項に係る変更の届出を令第 14 条第 3 項《権限の委任》の規定に基づき同条第 1 項第 2 号に規定する二号税関長以外の税関長が受理した場合は、当該税関長は、直ちに二号税関長に対し変更届及び添付書類の写し（変更内容が確認できるものに限定して差し支えない。）を送付する。</p> <p>(4) 上記(3)に掲げる事項以外の事項に係る変更等の届出は二号税関長に対して行うこととされているが、当該事項に係る届出を行おうとする通関業者の通関営業所が二号税関長の管轄区域以外にも所在する場合であって、当該通関業者が希望するときは、当該届出を二号税関長の管轄区域以外の営業所の所在地を管轄する税関長を経由して提出させることとして差し支えない。</p>	<p>は、次による。</p> <p>(1) 変更等の届出は、「通関業の許可申請事項等の変更届」(B-1140)により行う。ただし、法第 12 条第 1 号の規定による法第 4 条第 1 項第 3 号《許可の申請》に掲げる事項に係る変更の届出にあっては、後記 22-1(4)（通関業務に関する帳簿の取扱い等）の「従業者等の異動（変更）届」(B-1180)により行う。</p> <p>なお、上記の届出には、その変更内容に応じ令第 1 条第 2 項《営業所の新設の許可の申請手続》及び前記 4-2（許可申請書の添付書面）に規定する添付書類を添付することとする。</p> <p>(2) 法第 12 条に規定する変更等の届出を行う必要がある場合（当該変更等の届出が上記(1)ただし書きの規定に係るものである場合を除く。）であって、当該通関業者が認定通関業者である場合には、上記(1)の規定にかかわらず、法第 12 条第 1 号の規定に基づく届出は、関税法施行令（昭和 29 年政令第 150 号）第 69 条第 5 項《認定通関業者の認定の申請の手続等》の規定に基づく認定内容の変更の届出と併せて「特例輸入者等承認・認定内容変更届」(C-9030)により行う。</p> <p>(3) 通関営業所が 2 以上ある場合であって、法第 12 条第 1 号の規定による法第 4 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる事項に係る変更の届出を令第 14 条第 3 項《権限の委任》の規定に基づき同条第 1 項第 2 号に規定する二号税関長以外の税関長が受理した場合は、当該税関長は、直ちに二号税関長に対し変更届及び添付書類の写し（変更内容が確認できるものに限定して差し支えない。）を送付する。</p> <p>(4) 上記(3)に掲げる事項以外の事項に係る変更等の届出は二号税関長に対して行うこととされているが、当該事項に係る届出を行おうとする通関業者の通関営業所が二号税関長の管轄区域以外にも所在する場合であって、当該通関業者が希望するときは、当該届出を二号税関長の管轄区域以外の営業所の所在地を管轄する税関長を経由して提出させることとして差し支えない。</p>

## 新旧対照表

【通関業法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 105 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>この場合、経由する税関長は、当該届出書等を速やかに二号税関長に送付することとする。</p> <p>(5) 上記(2)の変更届の提出先は、各税関通関業監督官部門とし、認定事業者管理官部門に提出する必要はないものとする。通関業監督官部門は、変更届が提出された場合（当該変更届が上記(4)の規定により他の税関から送付された場合を含む。）には、当該変更届の写しを認定事業者管理官部門に直ちに送付する。</p> <p>(6) 法第 4 条第 1 項第 1 号に掲げる役員及び同項第 3 号に掲げる営業所の責任者に変更があったときは、前記 <u>6-5(1)ニ</u>（欠格事由の審査方法）に規定する取扱いを準用するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第 2 節 業務</p> <p>（通関業務に関する帳簿の取扱い等）</p> <p>22-1 法第 22 条《記帳、届出、報告等》の規定の適用については、次による。</p> <p>(1) 法第 22 条第 1 項の規定により通関業者が通関業務の収入に関する事項を記載するために設ける帳簿は、「通関業務取扱台帳」（B-1170）及び「通関業務取扱明細簿」（B-1171）による。</p> <p>なお、「通関業務取扱明細簿」への記入については、令第 8 条第 4 項《記帳及び書類の保存》の規定により、輸出入申告書等の写しの保管をもってこれに代えることができる。</p> <p>(2) 令第 8 条第 2 項第 1 号の規定の適用に当たっては、輸出入申告等に係る許可書等の写しを輸出入申告書等の写しに準ずる書類として取り扱って差し支えない。</p> <p>(3) 法第 22 条第 2 項に規定する通関業務の従業者とは、通関業者において通関業務に携わる従業者全員をいい、当該通関業者に所属しているものの通関業務に関与していない者（例えば経理事務や施設管理のための庶務作業のみを行う者等。）については、含まない。</p>	<p>この場合、経由する税関長は、当該届出書等を速やかに二号税関長に送付することとする。</p> <p>(5) 上記(2)の変更届の提出先は、各税関通関業監督官部門とし、認定事業者管理官部門に提出する必要はないものとする。通関業監督官部門は、変更届が提出された場合（当該変更届が上記(4)の規定により他の税関から送付された場合を含む。）には、当該変更届の写しを認定事業者管理官部門に直ちに送付する。</p> <p>(6) 法第 4 条第 1 項第 1 号に掲げる役員及び同項第 3 号に掲げる営業所の責任者に変更があったときは、前記 <u>6-5(2)ハ</u>（欠格事由の審査方法）に規定する取扱いを準用するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第 2 節 業務</p> <p>（通関業務に関する帳簿の取扱い等）</p> <p>22-1 法第 22 条《記帳、届出、報告等》の規定の適用については、次による。</p> <p>(1) 法第 22 条第 1 項の規定により通関業者が通関業務の収入に関する事項を記載するために設ける帳簿は、「通関業務取扱台帳」（B-1170）及び「通関業務取扱明細簿」（B-1171）による。</p> <p>なお、「通関業務取扱明細簿」への記入については、令第 8 条第 4 項《記帳及び書類の保存》の規定により、輸出入申告書等の写しの保管をもってこれに代えることができる。</p> <p>(2) 令第 8 条第 2 項第 1 号の規定の適用に当たっては、輸出入申告等に係る許可書等の写しを輸出入申告書等の写しに準ずる書類として取り扱って差し支えない。</p> <p>(3) 法第 22 条第 2 項に規定する通関業務の従業者とは、通関業者において通関業務に携わる従業者全員をいい、当該通関業者に所属しているものの通関業務に関与していない者（例えば経理事務や施設管理のための庶務作業のみを行う者等。）については、含まない。</p>

## 新旧対照表

【通関業法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 105 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(4) 法第 22 条第 2 項により通関業者が通関士及びその他の通関業務の従業者の氏名及びその異動を届け出る場合には、「従業者等の異動（変更）届」（B-1180）による。この場合において、当該通関業者が認定通関業者である場合には、前記 12-1(5)（変更等届出手続）の規定に準じて取り扱うこととし、認定事業者管理官部門は、当該変更届の写しを当該認定通関業者を認定した税関の認定事業者管理官部門に直ちに送付する。</p> <p>なお、届出に係る通関士及びその他の通関業務の従業者（新たに置かれた場合に限り、当該通関業者の他の営業所の通関業務に従事する通関士及びその他の通関業務の従業者であった者を除く。）に派遣労働者が含まれる場合の手続は、前記 <u>4-2(6)</u>（許可申請書の添付書面）に準ずるものとする。</p> <p>(5) 法第 22 条第 3 項により通関業者が毎年 1 回通関業務に係る事項を記載して行う報告は、「通関業営業報告書」（B-1190）による。</p>	<p>(4) 法第 22 条第 2 項により通関業者が通関士及びその他の通関業務の従業者の氏名及びその異動を届け出る場合には、「従業者等の異動（変更）届」（B-1180）による。この場合において、当該通関業者が認定通関業者である場合には、前記 12-1(5)（変更等届出手続）の規定に準じて取り扱うこととし、認定事業者管理官部門は、当該変更届の写しを当該認定通関業者を認定した税関の認定事業者管理官部門に直ちに送付する。</p> <p>なお、届出に係る通関士及びその他の通関業務の従業者（新たに置かれた場合に限り、当該通関業者の他の営業所の通関業務に従事する通関士及びその他の通関業務の従業者であった者を除く。）に派遣労働者が含まれる場合の手続は、前記 <u>4-2(7)</u>（許可申請書の添付書面）に準ずるものとする。</p> <p>(5) 法第 22 条第 3 項により通関業者が毎年 1 回通関業務に係る事項を記載して行う報告は、「通関業営業報告書」（B-1190）による。</p>
<p>第 3 章 通関士</p> <p>第 2 節 通関士の資格</p>	<p>第 3 章 通関士</p> <p>第 2 節 通関士の資格</p>
<p>（通関士の確認のための届出手続）</p> <p>31-1 法第 31 条《確認》に規定する通関士の確認のための届出手続は、次による。</p> <p>(1) 通関士の確認のための届出は、「通関士確認届」（B-1320）1 通を提出させて行わせる。</p> <p>(2) 上記(1)の届出には、「通関士試験合格証書」（B-1250）の写し及び法第 31 条第 2 項に該当しないことを証する書類を添付させる。</p> <p>(3) 以下に掲げる届出を行う場合にあっては、上記(1)の「通関士確認届」は前記 22-1(4)（通関業務に関する帳簿の取扱い等）の「従業者等の異動（変更）届」（B-1180）をもって代える</p>	<p>（通関士の確認のための届出手続）</p> <p>31-1 法第 31 条《確認》に規定する通関士の確認のための届出手続は、次による。</p> <p>(1) 通関士の確認のための届出は、「通関士確認届」（B-1320）1 通を提出させて行わせる。</p> <p>(2) 上記(1)の届出には、「通関士試験合格証書」（B-1250）の写し及び法第 31 条第 2 項に該当しないことを証する書類を添付させる。</p> <p>(3) 以下に掲げる届出を行う場合にあっては、上記(1)の「通関士確認届」は前記 22-1(4)（通関業務に関する帳簿の取扱い等）の「従業者等の異動（変更）届」（B-1180）をもって代える</p>

## 新旧対照表

【通関業法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 105 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>ことができることとし、欠格条項該当の有無の確認については省略することとして差し支えない。また、上記(2)の添付書類を省略させて差し支えない。</p> <p>イ 他の通関業者の通関士を併任しようとする場合の確認の届出</p> <p>ロ 既に確認を受けて通関業務に従事していた通関士が他の通関業者に異動した場合において、その異動後直ちに行われる確認の届出</p> <p>なお、既に確認を受けて通関業務に従事していた通関士が、同一通関業者の他の営業所に異動若しくは兼務した場合については、新たに通関士の確認のための届出は要しない一方、法第 22 条第 2 項《記帳、届出、報告等》の届出は要することに留意する。</p> <p>(4) 届出に係る通関士が他の通関業者の通関業務に従事する通関士であるときは、当該併任について異議がない旨の当該通関業者の承諾書を添付させて確認を行う。</p> <p>(5) 届出に係る通関士（届出を行う通関業者のその他の通関業務の従業者であった者を除く。）が派遣労働者であるときの手続は、前記 <u>4-2(6)</u>（許可申請書の添付書面）に準ずるものとする。</p> <p>また、その場合は「通関士確認届」中「備考」欄に派遣労働者である旨（「派遣」）を記載させることとする。</p>	<p>ことができることとし、欠格条項該当の有無の確認については省略することとして差し支えない。また、上記(2)の添付書類を省略させて差し支えない。</p> <p>イ 他の通関業者の通関士を併任しようとする場合の確認の届出</p> <p>ロ 既に確認を受けて通関業務に従事していた通関士が他の通関業者に異動した場合において、その異動後直ちに行われる確認の届出</p> <p>なお、既に確認を受けて通関業務に従事していた通関士が、同一通関業者の他の営業所に異動若しくは兼務した場合については、新たに通関士の確認のための届出は要しない一方、法第 22 条第 2 項《記帳、届出、報告等》の届出は要することに留意する。</p> <p>(4) 届出に係る通関士が他の通関業者の通関業務に従事する通関士であるときは、当該併任について異議がない旨の当該通関業者の承諾書を添付させて確認を行う。</p> <p>(5) 届出に係る通関士（届出を行う通関業者のその他の通関業務の従業者であった者を除く。）が派遣労働者であるときの手続は、前記 <u>4-2(7)</u>（許可申請書の添付書面）に準ずるものとする。</p> <p>また、その場合は「通関士確認届」中「備考」欄に派遣労働者である旨（「派遣」）を記載させることとする。</p>